

# P T A フェスティバル i n かのや ステージ出演規約

鹿屋市P T A連絡協議会（以下「本協議会」）「P T A フェスティバル i n かのや」において舞台出演を行う団体（以下「出演者」）は、以下に記述する規約（以下「本規約」）に同意及び誓約した上で申し込みを行います。

本協議会は出演者が申込書を提出した時点で本規約を遵守するものとみなします。

## 1 規約の遵守

出演者はいかなる場合にも本規約を遵守しなくてはなりません。違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為・実行委員会の指示に従わない行為と主催者が判断した場合は、出演を拒否するものとします。

この場合、主催者は損害賠償の責を一切負いません。

## 2 出演の可否

出演の可否は本協議会の運営委員会により決定します。

## 3 演目

- (1) 演目は、舞台上及び周辺で安全にできるものとします。
- (2) 演者及び観客に危険が及ぶ演目はお断りします。
- (3) 宗教・政治等に関わる内容の演目はできません。
- (4) 子どもの健全育成上問題のない演目とします。

## 4 リハーサル

リハーサルはできません。

## 5 音響

- (1) 舞台の音響設備は主催者で用意します。ただし仕様は個別の希望に沿うことができません。
- (2) 舞台で使用する音源は 10月23日(水)の出演者説明会に持参し、当日の急な変更はお断りします。（出演後に音響テントにて返却）

## 6 出演者受付

- (1) 出演時刻の1時間前までに受付し待機します。
- (2) 受付時間に遅れる場合は速やかに、080-6454-7769（市P連事務局）に連絡し指示を受けます。
- (3) 出演時間に遅れた場合は、出演辞退とします。

## 7 使用機材の搬入・搬出

- (1) 楽器等の機材を搬入・搬出する場合は、可能な限り3台以内の運搬車を使用し、誘導員の指示に従い、公園内は人の歩行速度程度で徐行しながら、周囲に十分に注意し安全に移動します。
- (2) 搬入は出演予定時間の60分前から、搬出は出演後の30分以内に行います。搬入から搬出までの間は、ステージ近くの指示された場所にエンジンを切って駐車します。
- (3) 搬入・搬出は、搬入・搬出許可証を掲示した車に限ります。

- (4) 搬入・搬出許可証は出店団体説明会時に配布します。
- (5) 搬入・搬出経路図（説明会時に示します。）に従い、搬入・搬出を行います。

## 8 控室

- (1) 控室は各出演者の共有スペースであるため、着替え等に必要な場合のみ使用し、飲食（こぼれない容器での飲料摂取は可能）をしません。また、貴重品は各自で管理します。

## 9 個人情報の扱い

- (1) 当日の出店の様子をおさめた写真は主催者が運営管理するホームページや報告書に人物の顔をぼかし加工して使用することを承諾して参加するものとします。
- (2) 記録のため撮影した動画及び画像は本協議会事務局において管理し、他に譲りません。
- (3) 出店申し込みに関し得た情報を第三者に開示しないとともに不正に利用しません。ただし、事故・災害等の緊急時は、必要に応じ開示します。

## 10 フェスティバルの中止

- (1) 中止の判断は会場部と実行委員長が中止基準に基づき行います。
- (2) 中止の場合は代表者に10月30日（水）の15時までに電話連絡します。  
また、災害等の緊急時は前日もしくは当日に中止する場合があります。その時は随時緊急連絡をします。

## 11 免責

- (1) 本協議会の責めに帰することのできない、搬出・搬入・駐車等、移動時及び舞台出演時の事故
- (2) 出演者が持参した貴重品の損傷・盗難・紛失
- (3) 本協議会の責めに帰することのできない事由による機材の損傷
- (4) 本協議会の責めに帰することのできない事由による、出演時の怪我等